

第1回口頭弁論 3人の原告が陳述 裁判官見てください これが韓国で公開された全文書です ～法廷に公刊本94巻を提示～

昨年4月、外務省に対して日韓会談文書の全面公開を請求しましたが、外務省情報公開室は回答を大幅に遅らせた上、8月になってようやく一部を開示しました。しかしそのほとんどは「墨塗り」。理由は「公にすることにより交渉上不利益を被るおそれがあるため」。

これら外務省の対応が情報公開法違反であるとして提訴した第1回口頭弁論は3月6日午前11時から東京地裁で開かれ、原告3人が陳述して、11時30分に閉廷しました。

韓国の原告崔鳳泰さんは、韓日請求権協定文書全面公開を韓国政府に踏み切らせた担当弁護士。机の上に並べられた公刊書94巻（高麗書林発行）を前に、法治主義国家で、被害者は誰を相手に法的権利を主張すべきかに関して、あいまいにすることほど重大な人権侵害はないと述べました。【2-3頁参照】

88歳の李金珠さん（太平洋戦争犠牲者光州遺族会・会長）は、韓日会談文書の公開は韓国内で決定されたことだが、これは全世界的に公開されたことになる。韓国の人たちも見る事ができるし、日本人たちも見る事ができて、世界のどこでも望めば閲覧できる。しかし唯一つ、日本政府が公開を拒否しているのは何故か、と訴えました。【4-5頁参照】

吉澤文寿さん（新潟国際情報大学助教授）は、外務省が不開示にした部分は韓国ですでに公開されている。同様の内容がすでに公開されているにもかかわらず、開示を拒否する外務省の頑なな姿勢は、情報公開法に著しく反するものといわざるを得ない、と厳しく追求しました。【6-7頁参照】

第2回口頭弁論
5月8日（火）10：50
東京地裁 7階713号法廷
報告集会 11：15～12：30
弁護士会館（閉廷後に移動します）

目次	
第1回口頭弁論 報告	...1
崔鳳泰さん 準備書面【要旨】	...2-3
李金珠さん 準備書面【要旨】	...4-5
吉澤文寿さん 準備書面【要旨】	...6-7
口頭弁論後の報告集会	...8-13
<声明文> 韓国から	...14
事務局だより15-16

原告代表・崔鳳泰氏 陳述書【要旨】

「韓国で公開された文書を公開できないといういかなる理由もない」

【お願い】本稿は、弁護団の了解を得て、原文から、会員の皆様にお伝えする内容を、事務局の責任で編集した箇所があります。ニュースからの引用や出典利用は、ご注意下さい。

韓日請求権協定文書公開訴訟 第1回 弁論期日原告陳述書

崔鳳泰

私は、現在韓国で弁護士をしています。あわせて、日本の東京大学大学院で労働法を専攻しました。日本に留学している間、韓国の戦争被害者たちが、東京地方裁判所を始めとして各地の法廷で、正義を回復するために闘争をしているのを見、そして日本の弁護士たちと市民たちが、彼らの孤独な闘争を支援してくれるのを見て大きな感銘を受けました。

留学を終えて帰国し、弁護士として韓国の戦争被害者たちを代理して訴訟をしながら、韓日請求権協定が、原告たちの権利主張に重大な障害原因になっているということを理解しました。

そして韓国で私は、被害者たちと一緒に韓国政府を相手に、韓日請求権協定文書に関して公開を要請しましたが、韓国政府は日本との外交上の理由を挙げて公開をしませんでした。そこで、被害者たちの代理として、韓国政府を相手に2002年文書公開訴訟を提起し、2004年2月13日ソウル行政裁判所で一部勝訴し、ついに2005年8月、韓国では関連文書などがすべて公開されました。あわせて、韓国政府は文書公開に当たって、韓日請求権協定の法的性格と、韓日請求権協定により解決された部分と解決されていない部分について、法的見解を公表したのです。

私は、韓国政府が韓日請求権協定文書を公開すると同時に、日本政府と一緒にこの作業をしなければならないと考えましたし、今もそうしなければならないと信じています。法治主義国家で、被害者が誰を相手に法的権利を主張すべきかに関して、あいまいにすることほど重大な人権侵害はありません。

韓国では、韓日請求権協定の公開に伴い、糾明された韓国政府の責任について追加的な措置がなし遂げられています。しかし、その責任の範囲および程度について、韓国で公開された文書だけでは不明確な点が多く、韓国政府と被害者間に新しい葛藤が生じています。

私は、日本でも韓日請求権協定関連文書が速やかに公開されて、被害者たちの請求権について、法的責任が果たして誰にあるのか、明確に明らかにされなければならないと考えます。

私は、日本政府が、韓国で公開された文書を公開できないといういかなる理由もないと考えます。日本政府も関連文書を全部公開し、韓日請求権協定によって解決された部分と解決されていない部分について、法的見解を明らかにし、万一、韓日請求権協定の解釈に関連して、韓国政府とは別の見解であるというのなら、韓日請求権協定第 3 条に規定された手続きを通して、解釈上の争いを平和的に解決するのが、法治主義を国家の基本原理にしている韓日間の、唯一の選択でしょう。

韓国でも、司法部はこの事件文書などが、作成から 30 年が過ぎて、請求権協定の解釈と関連し、文書を利用する必要性の大きさと同時に、知る権利は、人間の尊厳と価値、および人間らしい生活をする権利と関連するので公開しなければならないと判断しました。このような論理は、日本の司法部でもそのまま適用することができるだけでなく、すでに韓国で公開された以上、公開された部分まで非公開にするいかなる理由もないと考えます。

韓日両国司法部の正義感あふれる判決により、法治主義が韓日間に広がり、被害者たちが正義を共に回復することを願ってやみません。

原告代表・李金珠氏 陳述書【要旨】

「日本政府に韓日会談文書を全面公開することを要求する」

【お願い】本稿は、弁護団の了解を得て、原文から、会員の皆様にお伝えする内容を、事務局の責任で編集した箇所があります。ニュースからの引用や出典利用は、ご注意下さい。

陳 述 書

2007年3月6日

日本の韓日修交会談文書を全面公開要求訴訟
韓国原告代表 李金珠

日本政府に韓日会談文書を全面公開することを要求する。

私は、日本で韓日会談文書全面公開を要求する訴訟の韓国原告代表の一人として、この場所に立ちました。今日私に与えられた機会を利用して、日本政府によって、悔しくも自分の夫を23歳の時に奪われ、一人息子と一緒に65年を未亡人として生きて来た人間として、私の立場を話そうと思います。

わが大韓民国の日帝強制動員被害者たちが、日本政府と企業を相手に提起した訴訟毎に、日本の裁判所は「韓日協定の時に皆終わっていて、責任は韓国政府にある」としながら続々と棄却しました。韓日協定の内容を良く知らなかった私たちは、韓国政府、即ち外交通商部に文書公開を請求しましたが、韓国政府は「日本が、日朝修交をする時まで公開するなと要請した」としてこれを拒否し、日本の利益の前に自国民である私たち被害者たちを犠牲にしました。

私たちは悔しいことに韓国の国籍放棄まで考えました。私たちの被害事実を究明する法律も作ってくれないで、韓日会談文書公開も「加害国」日本の利益のために拒絶したからでした。

私たちは外交通商部を相手に、文書公開請求訴訟を起こしました。韓国の政府機関も植民地時代の沈滞から抜け出られないでいるので、「正義を実現する」という裁判所に希望をかけたのです。法治国家である韓国で、法が正しく執行されるように監視して牽制する裁判所が、その役割を果たすように求めたのでした。

私たちは2001年訴訟を提起し、2004年「被害者と緊密な関係がある文書5つを公開せよ」という一部勝訴の判決をいただきました。その時になっても旧時代的な沈滞から抜け出られないでいた韓国の外交通商部は、数多くの国民から非難を受けながらも公開を拒否して控訴しました。しかし国民の声が、被害者の声が、ついに韓国政府に民主的な決定を下すようにしました。2005年1月と8月、2回にわたり関連文書5つではなく、文書を全面公開させたのです。

これは「今後、韓日協定によって虐げられて来た被害者たちが、権利を回復できる転換点の契機になった」という点に意義を見出せるだけでなく、「国民の上に君臨することしか知らなかった韓国の政府が、国民の声に頭を下げこれを謙虚に受け入れたということに、

より大きな意義がある」と言えるでしょう。大韓民国政府が国民の声を聞いて文書を「自発的に」全面公開することで、旧時代の親日反民族的な振舞いを脱ぎ捨て、民主国家への転換を図った、対内外的に誇らしい決定でした。

韓日会談文書の公開は韓国内で決定されたことですが、全世界的に公開されたこととなります。韓国の人たちも見る事ができるし、日本人たちも見る事ができて、世界のどこでも望めば閲覧できます。しかし唯一つ、日本政府が公開を拒否しているのはなぜでしょうか。

私は日帝強制動員被害者の一人として、この点について次のように分析します。(1)日本政府は国民の知る権利を妨げる非民主的独裁政府だという点、(2)自国民の知性と理解力を信じられないという点、(3)侵略戦争で他国民に対する賠償責任がある過去を隠して歪曲して来た事実がさらけ出されたこと、そのことによって国連安保理常任理事国進出を企てる国として、その資格に達していないことが自国民にまで公然と明らかにされること、を怖れているという点がそれです。

韓国は誤って長い間自らを弱小国と呼んできました。しかし韓国は、「屈辱外交」という非難を受けた韓日会談の文書を果敢に全面公開することで、民主的強大国への飛躍を試みたと思います。この点で韓国と比べた時、日本は未だに弱小国です。わが大韓民国は、民主主義において日本よりずっと発展しています。

最後に、日本政府の文書公開請求訴訟、韓国側原告代表として私の気持ちを話そうと思います。日本政府は韓日協定上間違った点があるなら堂々と公開して国民に謝罪し、韓国と再協議しなければならないでしょう。韓日会談文書が、公文書として公開しなければならない時限が過ぎたにも拘らず、ずっと隠し続けることで、日本の裁判所すら誤った判決を下すことを放置してはなりません。

日本の裁判所もまた、韓日協定に含まれない被害者たちの訴訟まで、すべて韓日協定に引きずられて敗訴させる愚をこれ以上侵さないように、日本政府が文書を公開するようにさせなければなりません。日本政府が何らかの目的のためにこのように自国民を愚弄し続け、私たち韓国の被害者の人権を踏みにじる行為をすることに目をつぶるつもりでないのなら、法の名において、今からでも公にし直さなければならないでしょう。それでこそ世界の人たちから拒否されない日本になるでしょう。

事実を隠し歴史を隠して得られる利益に、何の意味があるのでしょうか。われわれは真実を公にすることのできない日本政府を、国民を信じられない政府と断定します。国民に見せられないほど誤りに満ちた過去ならば、より公開して誤りに満ちた過去を修正する作業を開始しなければならないでしょう。

真実で偽りのないこと、これが正に国民に対する国家の姿勢です。

原告代表・吉澤文寿氏 陳述書【要旨】

「日本国民の一人として、日韓会談文書を知る権利を持っていますし、日韓会談の真実を明らかにする義務を持っています」

【お願い】本稿は、弁護団の了解を得て、原文から、会員の皆様にお伝えする内容を、事務局の責任で編集した箇所があります。ニュースからの引用や出典利用は、ご注意ください。

2007年3月6日

陳 述 書

吉澤文寿

私、吉澤文寿は、1969年群馬県に生まれ、群馬県立高崎高等学校を卒業した後、東京学芸大学、同大学大学院教育学研究科修士課程、一橋大学大学院社会学研究科博士課程を修了し、2006年4月より新潟国際情報大学情報文化学部情報文化学科助教授として勤務しております。私は1992年の修士課程在学時より日韓国交正常化交渉（日韓会談）について研究を進めてきました。以下、日韓会談研究者の立場から今回の外務省による開示決定の不当性、および日本におけるすべての日韓会談関連公文書（以下、「日韓会談文書」とする）が公開される必要性について述べさせていただきます。

日韓会談は、予備会談を含めると1951年から1965年まで行なわれました。この14年間という長期間の交渉を通じて、国交正常化問題のみならず、日韓間の諸懸案についても議論されました。その主な議題は基本関係、財産請求権（文化財・船舶）、「在日韓国人」の法的地位、漁業（「平和線」）などでした。なお、今回の裁判ではアジア・太平洋戦争時に朝鮮から強制連行された方々とそのご遺族、および彼らの支援者が原告として、または原告を支える人々として参加しています。強制連行に対する補償に関連するのは財産請求権問題です。

私は日韓会談について10年以上研究してきました。この研究で主に利用した日韓会談文書は韓国で様々なかたちで流出したものです。日本政府が作成したこの類の文書は全く見ることはできませんでした。つまり、今までの日韓会談研究はきわめて限られた状況で進められてきたのであり、今後の資料公開の進展により、今までの研究成果が再検討される可能性が十分にあります。

2005年1月および8月に、韓国政府の外交通商部が保管する日韓会談文書がようやく全面公開されました。この3万6千頁におよぶ文書の検討を通じて、日韓会談に対するより自由、かつ活発な研究が可能となりました。

二者以上の担当者によって行われる外交交渉という性格上、双方がそれぞれ交渉についての記録を残しております。したがって、交渉担当者すべての記録を対照することによって、何が討議され、何が決められたのかが明らかになります。しかし、今回に限って指摘すべきことは、争点になっている第4次会談本会談会議録は、日韓双方が議事録の内容を確認した上で作成されたものだということです。外務省が不開示にした部分は、韓国ですでに公開されています。同様の内容がすでに公開されているにもかかわらず、開示を拒否する外務省の頑なな姿勢は情報公開法の精神に著しく反するものといわざるを得ません。

また、今回の外務省の対応は私たちの情報開示請求に対し、あまりにも不誠実なものでした。外務省は2006年6月24日までに一部開示通知をするという約束を破り、我々よる再三の回答要求を受けて、同年8月17日、交渉の進行方法などが議論された第4次会談本会談会議録のみを開示対象とすると通知したのです。しかも、回答は会議録の内容をほとんど不開示とするものでした。私は情報開示請求者を愚弄する、このような外務省の対応に強く抗議します。

日韓会談から40年以上経過し、日韓両国が「友好」関係にある今日において、日韓会談文書が全く公開されていないという状況は、異常というより他ありません。私は研究者として、また日本国民の一人として、日韓会談文書を知る権利を持っていますし、日韓会談の真実を明らかにする義務を持っております。なぜ、「日韓協定で解決済み」という判決によって、法廷で強制連行の被害者が涙を流さねばならないのか。なぜ、日本政府は韓国政府に対日請求権を放棄させた上で、経済協力によって韓国の朴正熙政権を助けたのか。日韓両国民はこれらについての納得できる理由を知る権利があります。

外務省が私の権利を侵害するのであれば、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」とする、その正当な理由を明らかにすべきです。そして、その正当性が立証できなければ、正々堂々と日韓会談文書の全面公開を実施すべきです。

日韓会談文書の実証的点検を通じて、日韓会談における問題点を明確にすることが、今後の日韓両国の「友好」関係の増進、ひいては日本と朝鮮民主主義人民共和国とのあるべき関係について広く議論するために必要不可欠です。日韓会談文書の公開こそ、日本と韓国・朝鮮の人々がお互いの関係を作り上げる作業に必ず寄与するものであると、最後に述べさせていただきます。

以上で、私の陳述を終わります。

第 1 回口頭弁論後の 報告集会から

小町谷育子弁護士

私は情報公開訴訟で原告の意見陳述を何回か経験しているのですが、本日は 30 分という、裁判所としては異例の、かなり、珍しい長さの意見陳述の時間を裁判所はとったと思います。5 分とか 8 分で終わらせてくださいというのが普通です。

次回は、5 月 8 日、同じ裁判所の法廷で 10 時 50 分から、被告からの反論ということで、書面は 4 月末までに提出されます。

反論の書面はどのようなものになるかということですが、訴状の中味は、幾つかに分かれて請求をしております。今日問題になりました、第 4 次会談本会議記録は一部が開示され、一部が開示でしなかったので、何故不開示なのか、被告の方は示す必要があります。

また、他の部分、今日、韓国で公開された文書を裁判所の机に並べて置きましたが、多分あれと同じくらいの文書が日本にもあると思われます。あの文書を、何故、国が公開できないのか、公開しないのか、開示決定がされておられません、まだ開示とも不開示とも答えておられませんので、何故、開示決定がされないのかについて、被告が反論することになります。

また、開示しないこと、そのことについても違法である、とこちらは主張しておりますので、何故違法でないのかを国は反論してくる。

大きく分けると 6 つぐらいに分けて原告が主張しておりますので、これから、何回か口頭弁論が開かれると考えられます。流れとしては大体こういうことですが、後でまたご質問があればお答えします。

二関辰郎弁護士

補足しますと、みなさんが裁判所に来てくださり、裁判官に関心が高いことをアピールしてくださるのはいいのですが、情報公開訴訟というのはあまり盛り上がりがない裁判です。今日は第 1 回目で、先ほど小町谷弁護士が云いましたように、異例の長さだったので、2 回目以降はそういうことはありません。

一生懸命書いた書面は、今日提出したようにたくさんあるのですが、法廷では、裁判官がボソボソと次回の期日を決めるだけということになります。

今日、廊下で見られたように 10 分刻みで裁判がおこなわれている。次回は 10 時 50 分からですから、11 時には次の裁判を入れていると思われる。せっかく来ても「何だ」ということになるのですが、それでも、みなさんに来ていただくと有難い、ということをお伝えします。

原告 崔鳳泰さん

みなさん、こんにちは。早朝からお越し頂きまして、心からお礼申し上げます。

今日、裁判所へ来て一番感じたことは、これは戦後補償裁判の総決算にあたる裁判、ということですね。その理由は、今、韓国では情報公開の裁判に勝って全面公開させ、被害者たちが政府から少し補償をしてもらったのです。これをみればすぐ判りますね。今回の裁判に勝てば、その先は、韓国と日本の政府が、一緒に解決に向けて手を組まなければなりません。

かつて、韓国政府と日本政府が手を組んで、被害者の人権を踏みにじったというのが事実ではないでしょうか。今、時代が変わりましたから、日本と韓国が手を組んで、被害者の人権と一緒に解決しなければならないと考えています。

そのためには、必ず日本でも文書を公開して、何に問題があったのかを日本政府も認め、また、被害者に対して、できる部分に対して韓国政府と手を組んでやっていけばいいのではないのでしょうか。

被害者たちが生きている間に、日本政府と韓国政府が手を組んで何かをして下さい、というのが私の裁判に臨む姿勢でありますし、この裁判に必ず勝てるように、皆さんが今後暖かい支援と協力をして下されば、本当に幸せです。心から深く感謝申し上げます。

原告 李金珠さん 17 団体による共同声明書の読み上げ【14 頁参照】

原告 吉澤文寿さん

今日は研究者という立場で陳述させていただきました。

私は今まで日韓会談について 10 年以上研究してまいりましたけれども、日本の公文書を使った研究を、まだ一度もやっておりません。やはりこれを機会に、ぜひ、日本の文書も公開実現することによって、日本と韓国の政府がどのように話し合ったのか、どのようにして過去を隠してしてきたのかということが明らかになると考えています。

そういったことに対して、私は法廷の場では自分の権利を主張したつもりです。つまり、日韓会談文書を私は見る権利があるということを主張しました。我々の知る権利を侵されてはならないということを主張しました。

日韓会談文書の問題というのは過去の真相究明という問題もありますし、それが一番大きいのですが、私をはじめとして日本のみなさん、あるいは韓国で暮らしているみなさんが、情報を知る権利があるということです。

我々が生きているこの世界で、我々が知りたいことを、何の正当な理由もなく公開されていない状況に対して、やはり異議を申し立てる必要がある。これは、かなり政治的な問題だと思うのです。そういうことを主張してきました。

今後も共同代表として、みなさんの支持をいただいて、公開の意義を広めながら、日本の民主主義に対して、我々が日本の民主主義に対して、日本の民主主義を創っていくのだということを主張していきたいと思えます。

今日は、どうもありがとうございました。

安原桂子さん

強制連行全国ネットに所属しています。先ほど、この裁判は盛り上がらないというご説明でしたけれども、文書が出て、次回の期日を決めておしまいということならば、確かにそうですけれども、そのあとで報告集会をしていただいて、文書には何が書いてあったとか、自分たちが何を主張したかというご説明は、していただけるのでしょうか。

小町谷育子弁護士

もちろん、そうします。そうでないとお手元には何もなくて、判らないことになってしまうので、なるべく法律用語を使わないで、噛み砕いた説明をします。

山田恵子（司会）

例えば次回は、もしかしたら 10 分で終わるかもしれないけれども、その報告集会というのをやっていただけるのでしょうか。

小町谷育子弁護士

はい、そのまま引き続きやった方が、多分裁判のあとすぐにやります。

メーリングリストなどでは限られた紙面なので、こういう主張でというのをコンパクトにご説明した方が判り易いと思いますので、私たちも報告集会を準備いたします。

岩月浩二弁護士

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団の岩月です。私は傍聴席が騒ぐのは嫌いなタイプなので、今日は一般傍聴者として傍聴していて、被告・国が 4 月末まで何故出さないのか、何故、今頃理由を考えとるのかと、さっぱり判らない。理由をつけて非開示にしたわけですから、何で 4 月まで時間をとるのかと、野次りたくなりましたね。どう考えたらいいのでしょうか。

小町谷育子弁護士

そうですね。私は情報公開訴訟をこれまで 2~3 件やっているのですが、「書面を提出するのに 2 ヶ月ください」、「3 月は異動があるので、その間は避けてください」ということで、2 ヶ月か 2 ヶ月半後にしか毎回期日が入らないという形です。

情報公開ですから、今この文書を見たいということで訴訟をしているのに、判決が出るころには最初の盛り上がりの気分も欠けているということになりかねない。

そういうことは弁護士の方からも、勿論、原告の方からも、もっと早く出せという形の、期日の入れ方をして、少しでも早めていけるかと思います。

岩月浩二弁護士

理由は無いのに、今回は非開示にしたのですね。後で理由を付けるということですかね。

小町谷育子弁護士

国の場合はわりにそういうことがあるのです。取りあえず非公開にしておいて、訴訟になって途中で出すということが結構多いですね。

情報公開訴訟は、途中で証拠として出すのと同時に、最初の処分、非開示だった決定の処分を取り消して、開示するという決定をもう一度するのです。

最初の処分が無くなる、取り消されるので訴えが却下されるということになるのですよ。そういう訴訟が実はもう何件もありまして、このこと自体、国の情報公開請求に対する姿勢というのが、情報公開法を適切に運営していないことの現われだと思えるのですけれども、そういう事例は非常に多くあります。

山田恵子（司会）

みなさん、口頭弁論を傍聴なさった感想はいかがでしたか。また、感想でなくても結構ですので、ご自由に発言なさってください。

東澤靖弁護士

今、世間を騒がせている安倍の発言とか、アメリカの議会への発言とか、こういうのは一体どうなっているのか、どなたかご存知の方は報告してほしい。

共同代表 西野瑠美子さん

昨日、安倍首相は予算委員会で、もしアメリカで決議が採択されたとしても謝罪はしないと発言しました。最近「狭義の強制連行」を持ち出して、軍・官憲が家に押し入って連れ出したという狭義の強制連行は無かったとっています。一体いつ、強制的な定義を広義と狭義の強制連行に分けたというのでしょうか。河野談話の強制的な認識は「本人の意思に反した」ものです。

昨年、アメリカの下院外交委員会で「慰安婦」問題を巡る決議案が提出されましたが、本会議に掛けられませんでした。この背景には日本政府の強烈的なロビングがありました。日本政府はロビイストに月額6万ドル、日本円で月700万円以上ですか、これを使って妨害工作をしていたことが判明しています。

今回は、民主党のマイケル・ホンダさんをはじめ超党派の議員で決議案を提出しましたが、今回も日本政府の強力的なロビングが行われています。

アメリカ議会は3月末で休会になります。その前に採択の動きが出るか、非常に微妙です。当初、今回は大丈夫だという楽観論もありましたが、油断はできない状況です。

日本では、2月末に「日本の歴史と歴史教育を考える議員の会」、これはNHKの番組に圧力を加えた議連ですが、彼らが提言をまとめて安倍首相に提出しました。その中には日本政府に対して、官憲による強制連行は無かったと表明しろということも盛り込まれています。民主党の一部議員も議連を立ち上げて「河野談話」見直しの動きを進めていますが、「慰安婦」問題は今、最大の山場に来ているといえます。

韓国の「慰安婦」被害者、李容珠ハルモニは、「慰安婦」問題の解決は本当に日韓条約で完全かつ最終的に解決とされたのか、そうであれば、その議論のプロセスを知りたいと訴えて原告になりました。当時、どのようにして自分たちの人権侵害がおこなわれたのか、情報公開を通してそれを知りたいと訴えています。李金珠ハルモニも言われましたが、李容珠ハルモニも、自分たちの権利が閉ざされたプロセスを知るのが、私たちの権利であるとおっしゃっています。

今、河野談話をないがしろにする動きが強まっていますが、この情報公開を求める運動と併せて大きな世論を作っていきたいですね。日韓会談文書公開運動の意義を広く人々に知らせていく上でも、今が絶好のチャンスです。

安原桂子さん

国連特別報告者が日本の人種差別についての報告書を昨年、発表しました。日本は差別に満ち満ちているという内容です。それに対して政府が珍しく早目にレポートを出しました。ですが、そのことについては何も云わない。

IMADR という NGO が国連のウェブサイトを毎日、探していたら、日本政府の反論書が英語でついていた。日本政府に対して、出しているじゃありませんか、日本語の原文をくださいという、そんなものは出せないと云って未だに出さない。これが日本の国の運命を左右するようなことを云って出さない。

外務省にはそういう体質があるみたいですね。

情報公開という点では、アメリカでは1997～2005年の間に、ロビイストが日本大使館からどういう任務を頼まれ、幾ら貰ったかを何ドル、何セントまでウェブサイトで公開されています。

これを見ると2001～2002年にかけて、第二次大戦中、日本軍の捕虜となって強制労働をさせられた元米兵たちが日本企業を相手に裁判を起こしたり、議会で彼らを支援する法案が出されていた頃には、ロビイストへの支出がぐっと増え、6ヶ月間に1億円以上を払っていたが、2003年に元捕虜たちがサンフランシスコ平和条約で裁判に負け、議会でも支援法案が駄目になった時点で金額はガクッと下がっている。

日本政府は、ロビイストにかけた金は日本の安全保障に関わるから秘密だなど言っているが、こういうアメリカの政策に干渉するような活動は、アメリカにとっても国の安全保障に関わるかもしれない活動なのだから、米国民には知る権利があるわけで、堂々と公開されるべきとされている情報なのです。

信川美津子さん

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワークの者です。李容珠さんは、アメリカ下院での公聴会を終えられた。

記者会見の席で下院議員たちは、日本は散々詫びをしている、謝罪し補償を238名が受け取っている。手紙を添えたお金も渡している、そのコピーも持っていると言紙を示して、日本は充分なことをしているのだから、この話はもういいじゃないかと、下院議員から流れている。それは国民基金で、韓国、台湾、フィリピンで受取った238名のことで、国別に何名の受取り者がいたとか、そういうことも明らかにできない。

李容珠さんは謝罪の手紙は見えていない、本人には何も無い。また、一緒にいた家族が知らない間に、夜、自分は連行されている。李容珠さんのお母さんは、娘が急にいなくなったので井戸の中を探した、井戸に入って娘を探した。これが強制連行でなくて何なのかと訴えた。

持橋多聞さん

強制連行全国ネットです。西松建設の中国人強制連行訴訟は、広島地裁で棄却されましたが、高裁で逆転勝訴しました。最高裁で勝訴が確定すれば、日本の裁判は非常に大きな大飛躍を遂げる、ということだったのですが、最高裁は、日華条約と日中共同声明等によって、個人の請求権も消滅したので論議をしないとして、3月16日に尋問弁論をやりませう。

国は、消滅したということにこじつけたいという意図がありありです。もう何人かの方に、このハガキは行渡っていると思うのですが、まだ、間に合いますので、ご協力をお願いします。

高橋信さん

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、代表世話人の高橋です。5月31日には、結審から6ヶ月経って判決が出る。その間、名古屋高裁に対して、個人署名を韓国で2万筆、日本で3万筆を集めた。現在、団体署名を行っている、昨日現在、445団体から署名をいただいたが、求める会にもお願いしたい。

弁護団長にお尋ねしたいが、この訴訟はものすごく重く、難しい裁判なのに、裁判のための裁判をしているような気がしてならない。これから運動をどう広げていくのかも含めてお応え願いたい。

東澤弁護士

裁判のための裁判をしている、とのことですが、情報公開の裁判というのは、国がイヤだということを、無理矢理にでもこじ開けて開示させていくしかない。

この日韓会談の内容、いわゆる戦後の補償、韓国、或いは他のアジアの国々と、どういった理論を付けて無理矢理話を付けてきたのか、これは残念ながら我々の前に明らかになっていない。ずっと外務省は隠してきた。

これが1990年代の戦後補償の裁判で重石になってきている。何らかの形で一体、これについては何があったのか、何が話されたのか、それが我々にどういった影響を与えたのか、ということをはっきりさせなければならない。

我々はもっと早くやっておくべきだったが、できていない、やらなかった、それが韓国でできた、我々にもできない筈はないではないか、これが今回の訴訟になった。

残念ながら、向こうがイヤだと云ったら、こちらは裁判でこじ開けるしかない。政府の態度を変えさせるという運動もあるのですが、まずは裁判を中心においてやっていく。

その上で、やはり韓国では最終的には政府が決断したように、この情報を、記録した歴史的事実を隠しておく理由は無いじゃないか、そういうふうには、この民主国家において、政府に思わせなければいけない。そのための運動というのは、私は絶対に必要だと思う。

ですから、裁判のための裁判ではなくて、真実を我々の前に明らかにするという大きな流れの運動なのです。実際、日本の裁判は手続きなどで面白くないことも多いです。でも、みなさん、できるだけ参加してください。

裁判の中味は、こういった集会でお伝えします。これからも、ご参加よろしくお願ひします。

山本直好さん

裁判が始まる前に、外務省の情報公開室に行って、昨年8月17日から半年近く経っているが、その後の状況を教えてくれと云ったところ、来年が回答期限となっているが、具体的には何も進んでいない。裁判で出てきているようなので・・・と言っていました、要するに放たらかしでした。

匿名の方

私は会員でも何でもありませんが、この裁判のことを知ったのは3日前、このチラシを見て今日参加した。アピールの方法について、うるさいくらい集会に出かけて行ってチラシを配ってください。

(記録 事務局)

< 声明文 >

日韓会談文書・全面公開を求める会の、日本における文書全面公開訴訟を支持し、 日本政府は韓日協定文書を全面公開し、自らの責任を履行せよ

我々、韓国の日帝強占下強制動員被害者たちは去る 12 月 18 日、韓日基本条約及びすべての協定の批准書交換の日に合わせ、日本で韓日修交会談文書の全面公開を要求する訴訟が提起されたことを意味深く考え、来る 3 月 6 日の第 1 回弁論において、日本の司法部が韓日両国国民の要求するところを十分取りまとめることを要求し、訴訟連帯を再び表明するものである。

韓国政府は国内の日帝被害者たちの要求に応じ、韓日協定を全面公開した。そして、不十分ながらも、これに付随する責任を果たそうと努力している。今度は日本の番である。未だに日本帝国主義の被害者たちの人権が回復されていない現時点において、『ヨークの話』で世界の正義を壊滅させようとしても、世界はこれに屈しない。首相の口から慰安婦に対する妄言が吐かれても、世の中はこれに騙されることはない。

韓国の被害者たちは韓日協定文書が公開されたことにより、少なくとも知る権利だけは取り戻した。今度は日本国民が同じ権利を回復させる番である。自国民の知る権利を守ることが民主主義国家の道理ではないか。

日本の良識人たちは韓日会談文書の全面公開を要求する訴訟の提起を通じて、過去を密かに葬り去ろうとする自国政府に憤然と反旗を翻して立ち上がった。戦争犯罪に対する心からの贖罪とそれにふさわしい責任の履行があってはじめて、世界の中で正当に認められることを知っているからだ。今回の訴訟は自国を愛するが故に、堂々たる平和国家として生まれ変わることを希望し、奮起した日本の良識人たちと、平和的な第一歩を踏み出すことを恐れない彼らの行動に賛同する韓国人たちが共同で作り出した世界平和志向の産物である。この訴訟が提起された理由を理解するならば、日本政府はこれ以上過去を隠してはならないだろう。日本政府は今回の訴訟において、日本の司法部を通じて、最も適切な機会を韓日両国の国民が与えていると言うことを悟らねばならない。

戦後 62 年、韓日協定締結 42 年目である。無垢な朝鮮人を帝国主義の野欲によって踏みにし、韓国の軍事独裁政権との野合によって、拙劣な韓日協定を作り上げたのであれば、少なくとも現在、戦犯者たちのための神社参拝、妄言と歴史歪曲、アメリカ上下院における慰安婦決議案採択の妨害などの破廉恥な振る舞いをやめ、自国内の良識人たちが叫ぶ声に耳を傾け、韓日協定文書を全面公開し、不当な韓半島占領と徴用に対して贖罪し、これに伴う責任を正々堂々と履行することを求める。

我々はこの場で、日本政府と司法部にもう一度強力に求める。

日本司法部は韓日協定文書全面公開判決を出すことで、過去を隠し、世の中を愚弄する日本政府の振る舞いを即刻中断させよ。

日本政府は直ちに韓日協定文書を全面公開し、過去に対する責任を正々堂々と履行せよ。

2007 年 3 月 6 日

日帝強占下強制動員被害者遺族会、浮島丸事件被害者賠償推進委員会、挺身隊ハルモニとともにする市民の会、(社)中ソ離散家族会、(社)太平洋戦争被害者遺族会全南支部、(社)韓国原爆被害者協会、太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会、韓国シベリア朔風会、平和市民連隊、平和統一大邱市民連帯、テチャン養老院、大韓民国対日民族訴訟団、サハリン帰国同胞協会、ナヌムの家、日本軍「慰安婦」歴史館、韓国原爆 2 世歓友会、韓国挺身隊問題対策協議会

事務局だより

関東地区 ミニ集会

日時：2月27日（火）6時～9時
場所：新宿消費者生活センター 4階
新宿区高田馬場4丁目10-2
司会：山田恵子

ビデオ上映「アジアからの訴え」NHK
番組 72分 感想・意見

なぜ今、日韓会談文書か 小竹弘子
「これ以上 原告らを苦しめないで」
名古屋高裁・上映ビデオ7分

公判に向けてのアピール・増田博光

参加者は11名（会員9名、非会員2名）
で、「アジアからの訴え」を観たあと、一人
ひとりに感想を述べていただきました。

- * NHKは変わった。14年前はこんなに良い番組を作っていたのか。時代の流れを感じる。
- * 日韓会談文書に関心をもっていた。戦後、日本の軍人に対する補償はしているが、日本の民間人に対する補償はしていないということなど、外国人を含めて、個人補償をどうするかなどを考えている。
- * 遅れてきたのでビデオの感想は言えない。今、戦後補償をするチャンスだと思う。拉致された親族や、拉致問題に取り組んでいる人たちと、戦後補償問題を対立させるのは避け、日朝国交回復をしてゆく中で拉致問題を解決することが大切だと思う。
- * この番組が作られた1992年は、明るい見通しがあった時代であった。
1995年、安倍晋三議員だったころ歴史教科書を作る議員連盟にかかわっていて、今もその姿勢は変わらない。ナショナリズムを盛り返そうとする安倍内閣と、きちんと対決しなければならない。

* 強制労働・強制連行ネットワーク（全国25の訴訟）は、3月16日に予定されている最高裁の西松訴訟弁論審理で、広島高裁判決を踏襲することを求める要請ハガキで協力を求める活動をしている。

日本は戦後処理をいい加減にしてきた。時代は悪くなって「軍慰安婦は存在しなかった」といい、国民投票法を成立させて憲法改悪される危険がある。事実を突きつけて権利を守ることが大切だ。

† 2000年の女性国際戦犯法廷へのプレッシャーでも明らかなように、NHKが変質する以前の貴重な番組である。

* このビデオが作られた時から比べると、
2 日本は右傾化している。きちんと個人補償をしなければならない。朝鮮民主主義人民共和国との関係も、国家間ではなく民間での結びつきが大切だと思う。

* 日韓会談は過去ではなく、現在の問題であることについて最近気づいた。「求める会」との関わりを持つことができ良かったと思っている。

* 個人補償を求める韓国に、日本側は請求するための証拠や資料を出させようとしたが、日本が資料や証拠を隠しているのではないか。証拠は日本にあるので日本人が追求しなければならないと思う。

* 遺骨問題にしても、お寺に骨が置いてあることを口止めされ、関係者は発言を禁じられている。データは日本にあることは間違いない。

質疑応答では、共同代表の山田昭次さん、強制労働・強制連行ネットワークの持橋多聞さんが、具体的な説明をしてくださいました。

北朝鮮という呼び方への疑問に対しては、求める会では、朝鮮民主主義人民共和国を朝鮮と呼び、大韓民国を韓国と表記している、また裁判の見通しについては、困難が予想されるがメディアの力も借りながら、多くの人々に訴えて世論を盛り上げ、その声を裁判所の中に響かせる必要があるだろうと話しました。

公判に多数の傍聴 有難うございました

第1回口頭弁論は、関東地方だけでなく名古屋、新潟など、多くの地域からも駆けつけてくださいました。お陰で、法廷（30名）は満席になりました。引き続きおこなわれた報告集会会場には、東澤靖弁護士が急遽、椅子を運び入れました。

次回以降も、裁判への関心の高さを裁判官にアピールし、報告集会では、弁護士から内容の説明を受けて、世界に類をみない日本政府の隠蔽体質を打ち破りましょう。

5月8日（火）の第2回口頭弁論は、10時50分に開始します。12時30分に報告集会は終了予定です。皆さん、ぜひ、裁判の傍聴と報告集会にお出かけ下さい。

第2回口頭弁論のことをお知らせするチラシを作成（同封）しました。多くの方に渡して、傍聴を呼びかけていきましょう。

会員メーリングリスト

会員・サポーター会員の情報・意見交換の場として、会員メーリングリストを昨年末に開設しましたが、今後の裁判などのホットな情報を迅速に伝えるためには、会員MLの拡充が必要です。

入会時と総会出欠状にアドレスを記載していただいた方は、この会員MLに登録させていただきますが、登録を望まない方は、「御招待メール」への対応をお願いします。

新たに加入を望まれる方は、事務局のE-mail: nikkanbunshyo@yahoo.co.jp 宛に、お申し込みください。お待ちしております。

サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています

現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 1口1,000円、1口以上郵便振替口座 / 00820-7-102287
加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

ホームページを リニューアル

新しいホームページアドレス

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

当会は結成以来、アジア・太平洋戦争による戦後補償を求める関連団体や、マスコミの注目を集めてきましたが、12月、提訴に踏み切ったからは、電話による問合せも多くなり、当会に対する関心が日に日に高まるとともに、より正確な情報を即時に発信する必要に迫られるようになりました。

こうした状況を受けて、当会では、ホームページをリニューアルしました。内容も豊富になりました。主な内容は、以下のようなものがあります。また、関連団体とのリンクも、更に充実させたいと思います。

- ・日韓会談文書・全面公開を求めるわけ
- ・当会の紹介 ・裁判 ・韓国便り
- ・会員からの声 ・シンポ・講演
- ・資料室 ・コーヒープレーク
- ・関係団体 ・事務局ブログ

ぜひ、一度（と言わず何度も）アクセスしてください。

会費納入のお願い

同封の郵便振替用紙で、会費・カンパをお振り込み下さいますよう、よろしくお願ひします。

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

（事務局）

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail: nikkanbunshyo@yahoo.co.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>